

3	年	保	存
機	密	性	1
平成 29 年 12 月 7 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで			

基安化発 1207 第 4 号  
平成 29 年 12 月 7 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
( 契 印 省 略 )

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに  
建築物等の解体等工事が開始された事案について

環境省において、都道府県等からの情報をもとに、事前調査で石綿含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案及びその原因をとりまとめ、別添の通り、都道府県等に対して情報提供がなされたので、内容について了知するとともに、事業者に対する指導等に当たって参考にされたい。

※別添（平成 29 年 11 月 20 日環水大大発第 1711201 号）は略